理結構 明細語		兄観:	陛除	限度	<b>迢</b> 適個別帰属	(祖)	三関する	事業年度	•	•		法人名			
連	結	法	人	名	区	<del>}</del>	・ 試験研究費 に 係 る	の総額等	· 特別試 に 係	・ 試験研究 る も	モ費の	・ 試験研究費 に 係 る	の総額等	、 特別部 に 係	・ <b>大験研究費</b> る も の
						ı	①		, ,,,	2		1	)	, ,,,	2
					発生額又は前期繰越額	1		円			円		円		円
加					当期控除额	<b>1</b> 2									
//II					翌期繰越怱										
入					発生額又は前期繰越額	4									
等					当期控除额	5									
					翌期繰越額										
及					発生額又は前期繰越額	7									
び					当期控除额	<b>§</b> 8									
÷					翌期繰越額										
離					発生額又は前期繰越額	10									
脱					当期控除额	<b>1</b> 1									
等一					翌期繰越額										
4					発生額又は前期繰越額	13									
以					当期控除额	14									
外					翌期繰越額										
					発生額又は前期繰越額	16									
の					当期控除额	17									
連					翌期繰越额										
結					発生額又は前期繰越額	19									
小口					当期控除额	<b>[</b> 20									
法					翌期繰越额										
人					発生額又は前期繰越額	22									
	小			計	当期控除额	<b>[</b> 23									
					翌期繰越物事業年度又は										
+n					連結事業年度	20	•	• /	•	•		•	• ′	~ •	•
加加					発生額又は前期繰越額	26		円			円		円		円
入等					当期控除额	<b>27</b>									
を一を一					翌期繰越物										
し					事業年度又は連結事業年度	29	•		•	•		•		~ •	•
た					発生額又は前期繰越額	30		円			円		円		円
連					当期控除额										
結_					翌期繰越物										
法					発生額又は前期繰越額	į 33									
人	小			計	当期控除额	§ 34									
					翌期繰越物				0			(F)			
					発生額又は 前期繰越額 (22)+(33)	36			4			5		6	
					当期控除额(23)+(34)										
<u></u>	ì			計	翌期繰越額(24)+(35)										
							3		3+4			3+4+5		3+4-	+(5)+(6)
 					(36)の累積額				70 + +7	G / E C	14 .1=	E # 1- 88	<b>+</b> 7 nn	¢m.	
			離脱	寺を	した連結法人	U) į	重結 繰 越 材 │  .			道道個別	训师	1			
連	結	法	人	名	区分	区 分			特別試	, 験 研 3	岩書	試験研究費		〉 · 特別部	・ 大験研究費
					発生額又は		に係る	もの		るも	「 <u> </u>		もの	に係	
					光生額又は前期繰越額	40		円			円		円		円
			前 期 繰 越 額	41											
J	合		計	r	発生額又は前期繰越額	42								1	

連結繰越税額控除限度超過個別帰属額に関する

## 別表六の二(三)付表三の記載の仕方

この明細書は、連結法人が措置法第68条の9第3項(連結繰越税額控除限度超過額に係る法人税額の特別控除)(同法第68条の9の2第1項(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例)の規定により読み替えて適用する場合を含みます。)又は平成25年改正前の措置法第68条の9の2第2

項第3号《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例》の規定により読み替えられた同法第68条の9第3項《連結繰越税額控除限度超過額に係る法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。